第六三類　紡織用繊維のその他の製品、セット、中古の衣類、紡織用繊維の中古の物品及びぼろ

注釈　この類の産品が原産品であるか否かを決定するに当たり、当該産品について適用される規則は、当該産品の関税分類を決定する構成部分についてのみ適用されるものとし、当該構成部分は、当該産品について適用される規則に定める関税分類の変更の要件を満たさなければならない。

| | |
|---|---|
| 六三〇一・一〇―六三〇一・二〇 | 第六三〇一・一〇号又は第六三〇一・二〇号の産品への他の類の材料からの変更（第五項、第六項から第一三項までの各項、第五二項から第五四項まで、第五六項から第六〇項まで及び第六一項から第六三項までの各項の又は第五五項の各項の材料、第六〇・〇一項から第六〇・〇四項までの各項の変更を除く。）及び当該産品が、締約国において、裁断され又は組み立てられること。 |
| 六三〇一・三〇―六三〇三・一九 | 第六三〇一・三〇号から第六三〇三・一九号までの各号の産品への他の類の材料からの変更（第五項から第五二項まで、第五三項から第五四項まで、第六〇項から第六三項までの各項の又は第五五項の各項の材料からの変更を除く。）及び当該産品が、締約国において、裁断され又は組み立てられること。ただし、第五四号の非原産材料の重量の総和が当該産品の総重量の二十五パーセントを超えないときに限る。 |
| 六三〇三・九一―六三〇五・一〇 | 第六三〇三・九一号から第六三〇五・一〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更（第五一項から第五二項まで、第五三項から第五四項まで、第六〇項から第六三項までの各項の又は第五五項の各項の材料からの変更を除く。）及び当該産品が、締約国において、裁断され又は組み立てられること。 |
| 六三〇五・二〇―六三〇五・九〇 | 第六三〇五・二〇号から第六三〇五・九〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更（第五一項から第五二項まで、第五三項から第五四項まで、第六〇項から第六三項までの各項の又は第五五項の各項の材料からの変更を除く。）及び当該産品が、締約国において、裁断され又は組み立てられること。 |
| 六三〇六・一〇―六三・一〇 | 第六三・〇六項から第六三・一〇項までの各項の産品への他の類の材料からの変更（第五一項から第五二項まで、第五三項から第五四項まで、第六〇項から第六三項までの各項の又は第五五項の各項の材料からの変更を除く。）及び当該産品が、締約国において、裁断され又は組み立てられること。 |

第一二部　履物、帽子、傘、つえ、シートステッキ及びむち並びにこれらの部分品、調製羽毛、羽毛製品、造花並びに人髪製品（第六四類から第六七類まで）

第六四類　履物及びゲートルその他これに類する物品並びにこれらの部分品

| | |
|---|---|
| 六四・〇一―六四・〇六 | 第六四・〇一項から第六四・〇六項までの各項の産品への他の類の材料からの変更 |

第六五類　帽子及びその部分品

| | |
|---|---|
| 六五・〇一―六五・〇二 | 第六五・〇一項又は第六五・〇二項の産品への他の類の材料からの変更 |
| 六五・〇四―六五・〇五 | 第六五・〇四項又は第六五・〇五項の産品への他の項の材料からの変更 |
| 六五・〇六―六五・〇七 | 第六五・〇六項若しくは第六五・〇七項の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が五十パーセント以上であること（第六五・〇六項又は第六五・〇七項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |

第六六類　傘、つえ、シートステッキ及びむち並びにこれらの部分品

| | |
|---|---|
| 六六・〇一―六六・〇三 | 第六六・〇一項から第六六・〇三項までの各項の産品への他の類の材料からの変更又は、原産資格割合が五十パーセント以上であること（第六六・〇一項から第六六・〇三項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |

第六七類　調製羽毛、羽毛製品、造花及び人髪製品

| | |
|---|---|
| 六七・〇一―六七・〇四 | 第六七・〇一項から第六七・〇四項までの各項の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が五十パーセント以上であること（第六七・〇一項から第六七・〇四項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |

第一三部　石、プラスター、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品、陶磁製品並びにガラス及びその製品（第六八類から第七〇類まで）

第六八類　石、プラスター、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品

| | |
|---|---|
| 六八・〇一―六八・一一 | 第六八・〇一項から第六八・一一項までの各項の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が五十パーセント以上であること（第六八・〇一項から第六八・一一項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |
| 六八一二・八〇―六八一二・九九 | 第六八一二・八〇号から第六八一二・九九号までの各号の産品への他の号の産品からの変更又は、原産資格割合が五十パーセント以上であること（第六八一二・八〇号から第六八一二・九九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |
| 六八・一三―六八・一五 | 第六八・一三項から第六八・一五項までの各項の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が五十パーセント以上であること（第六八・一三項から第六八・一五項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |

第六九類　陶磁製品

| | |
|---|---|
| 六九・〇一―六九・一四 | 第六九・〇一項から第六九・一四項までの各項の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が五十パーセント以上であること（第六九・〇一項から第六九・一四項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |

第七〇類　ガラス及びその製品

| | |
|---|---|
| 七〇・〇一―七〇・〇六 | 第七〇・〇一項から第七〇・〇六項までの各項の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が五十パーセント以上であること（第七〇・〇一項から第七〇・〇六項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |
| 七〇・〇七 | 第七〇・〇七項の産品への他の項の材料からの変更（第七〇・〇三項から第七〇・〇六項までの各項の材料からの変更を除く。）又は、第七〇・〇八項から第七〇・一七項までの各項の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が五十パーセント以上であること（第七〇・〇八項から第七〇・一七項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |
| 七〇・〇八―七〇・一七 | 第七〇・一八・一〇号の産品への他の類の材料からの変更<br>第七〇・一八・二〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が五十パーセント以上であること（第七〇・一八・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |
| 七〇・一八・一〇 | |
| 七〇・一八・二〇 | |
| 七〇・一八・九〇 | 第七〇・一八・九〇号の産品への他の類の材料からの変更<br>第七〇・一八・九〇号若しくは第七〇・一九項若しくは第七〇・二〇項の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が五十パーセント以上であること（第七〇・一九項又は第七〇・二〇項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 |
| 七〇・一九―七〇・二〇 | |